地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 知的財産・技術情報サービス取扱規程

(平成 29 年 4 月 1 日規程第 65 号)

(趣 旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「法人」という。)の行う知的財産・技術情報サービス業務の取扱い及び利用料金に関し必要な事項を定める。

(取扱い上の原則)

- 第2条 知的財産・技術情報を取り扱う者は、業務上又は利用上知り得た秘密を他に漏ら してはならない。
- 2 知的財産・技術情報を取り扱う者は、この規程の定めを遵守し、信義に従い、これを 行うよう心掛けなければならない。

(料金の徴収)

- 第3条 理事長は、知的財産・技術情報の収集提供に関する代行検索ないしSDI検索等 について、利用者から、別紙各項に掲げる料金を当該各項に記載するところにより徴収 する。
- 2 理事長は、前項の規定により難いときは、個別に料金を定めることができる。

(料金の見直し)

第4条 理事長は、別紙に定める利用料金について、社会や経済・取引情勢の変化等に応じて見直しを行うことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるものの他、この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。